

衆議院議員選挙  
最高裁判所裁判官国民審査

投票日 10月27日(日)

投票時間 午前7時～午後8時



## 清瀬市で投票できる方

次のすべてを満たす方が清瀬市で投票できます。

①平成18年10月28日までに生まれた方

②清瀬市の選挙人名簿に登録されている方

令和6年7月14日までに清瀬市に転入の届け出をした方で、投票日まで引き続き清瀬市に住んでいる（住民基本台帳に記載されている）方。



## 住所を異動した方の投票

## ■清瀬市に転入した方

7月14日までに清瀬市に転入の届け出をした方は清瀬市での投票となります。また、7月15日以降に清瀬市に転入の届け出をした方で、前住所地の選挙人名簿に登録されている場合は、前住所地での投票となります。

## ■清瀬市から転出した方

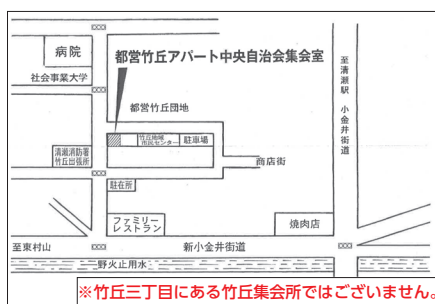
清瀬市の選挙人名簿に登録されている方で、7月15日以降に転出した方は、清瀬市の投票所での投票となります。（投票所の場所は、入場整理券に記載されています）。

## ■最近、市内で住所を変えた・変える予定の方

清瀬市の選挙人名簿に登録されている方で、9月30日までに市内転居の届出をした方＝市内新住所地の投票所での投票、10月1日以降に市内転居の届出をした方＝市内前住所地の投票所での投票となります。



## 第7投票区の投票所の変更について



竹丘地域市民センターは改修工事のため、今回の投票所は都営竹丘アパート中央自治会集会室（竹丘一丁目11番1号）に変更となります。ご不便をおかけしますが、お間違えないようお越してください。なお、駐車場は竹丘地域市民センター駐車場をご利用ください。

10月27日(日)は衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。公示日は10月15日(火)です。この選挙は、より良い国づくりのための私たちの代表となる国会議員を選ぶ大切な選挙です。貴重な1票を投じましょう。投票日当日に仕事や用事などで投票できない方は、ぜひ期日前投票をご利用ください。

☎選挙管理委員会事務局選挙係 ☎042-492-5111 (代表)



## 入場整理券(封書)の郵送 10月23日(水)ごろ

10月23日(水)ごろまでに、世帯全員分の入場整理券を1つの封筒に入れて選挙人名簿登録地に郵送します。ご自分の入場整理券を確認して、投票所へお持ちください。

※期日前投票期間中に入場整理券が届いていない場合でも選挙人名簿に登録されており、投票資格のある方は投票できます。

期日前投票所にて誓約書兼請求書をご記入ください。



## 選挙公報をお届けします

候補者の経歴・政見などを掲載した選挙公報は、東京都から納品され次第全戸配布します。



## 各投票区の投票所

| 投票区 | 投票所建物名称(所在地)               | 投票区 | 投票所建物名称(所在地)                    |
|-----|----------------------------|-----|---------------------------------|
| 1   | 清明小学校<br>(旭が丘二丁目8-1)       | 7   | 都営竹丘アパート中央自治会<br>集会室(竹丘一丁目11-1) |
| 2   | 下宿地域市民センター<br>(下宿二丁目524-1) | 8   | 第六小学校<br>(梅園二丁目9-45)            |
| 3   | 清瀬市役所<br>(中里五丁目842)        | 9   | 野塩地域市民センター<br>(野塩一丁目322-2)      |
| 4   | 生涯学習センター<br>(元町一丁目2-11)    | 10  | 芝山小学校<br>(元町二丁目16-8)            |
| 5   | 松山地域市民センター<br>(松山二丁目6-25)  | 11  | 中里地域市民センター<br>(中里四丁目1301)       |
| 6   | 第七小学校<br>(松山三丁目1-92)       | 12  | 第五中学校<br>(中清戸三丁目258-1)          |



## 国民審査の投票のご注意

「最高裁判所裁判官国民審査」の投票用紙には、裁判官の一覧が印刷されています。辞めさせたほうが良いと思う裁判官がいる場合は、氏名の上の欄に×を、辞めさせなくて良いと思う裁判官には何も書かず投票してください。

## 投票手順

①～④が小選挙区選出議員選挙の投票手順、⑤～⑦が比例代表選出議員選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票手順です。

## ①受付(名簿照合)



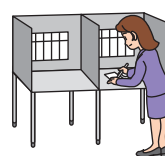
入場整理券をお渡しください。本人であることを確認します。

## ②小選挙区投票用紙交付



あさぎ色の投票用紙をお受け取りください。

## ③小選挙区投票用紙へ記入



候補者名をはっきりと書いてください。

## ④小選挙区の投票



投票箱に投函してください(小選挙区選挙は終わりです)。

## ⑤比例代表・国民審査投票用紙交付



比例代表選挙はピンク色、国民審査はうぐいす色の投票用紙をお受け取りください。

## ⑥比例代表・国民審査投票用紙へ記入



比例代表選挙は政党名などを記入、国民審査は投票のご注意をご参照ください。

## ⑦比例代表・国民審査の投票



それぞれの投票箱に投函してください(これですべて終了です)。

## 開票

開票は即日開票で、午後9時から市民体育館（下宿地域市民センター内）で行います。なお、開票速報は、市ホームページでご覧いただけます。

## 期 日 前 投 票

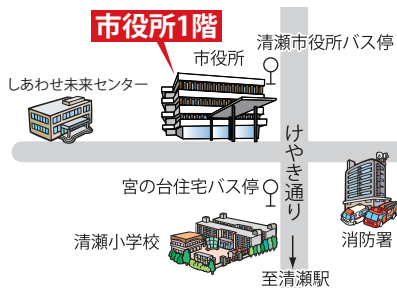
投票日当日、投票所に行くことができない方は、期日前投票ができます。ご自身の「入場整理券」の裏面に必要事項を記入し、持参してください。また、期間中は市役所1階市民交流スペースが期日前投票会場のため、一部使用できませんのでご注意ください。皆さんにはご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

※市役所と生涯学習センターで投票できる期間・時間が、異なりますのでご注意ください。

## 市 役 所(1階 市 民 交 流 ス ペ ー ス)

期間 10月16日(水)～10月26日(土)(11日間)

時間 午前8時30分～午後8時

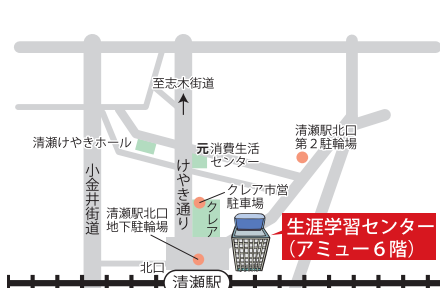


※期日前投票最終日は非常に混雑することが予想されます。  
※駐車場をご利用の方は**駐車券を投票所まで忘れずにお持ちください**。駐車料金の減免処理をします。

## 生涯学習センター(アミュー6階講座室1)

期間 10月22日(火)～10月25日(金)(4日間)

時間 午前9時30分～午後9時



※期日前投票初日は非常に混雑することが予想されます。  
※駐車場・駐輪場はありません。車や自転車でお越しの方は、クリア市営駐車場及び周辺の駐輪場(いずれも有料)を利用してください。

※前回の選挙の期日前投票の混雑状況を市ホームページで確認できます。

## 不 在 者 投 票

## 滞在先の市区町村の不在者投票所で

仕事や旅行などで清瀬市以外に滞在している方は、あらかじめ投票用紙を請求して、滞在地の選挙管理委員会でする不在者投票ができます。

この方法は郵送によるため日数がかかります。  
お早めにお手続きください。

## ◆手続きの手順

①「不在者投票宣誓書兼請求書」\*を郵送または持参

- ・ファクス・メールでの提出はできません。
- ・マイナンバーカードをお持ちで電子証明書(署名用パスワード)を取得している方は、パソコン(要ICカードリーダー)またはマイナンバーカード読み取り対応スマートフォンでマイナポータルぴったりサービスから請求できます。
- ・便せんなどを使用する場合は、記入例のように作成してください(請求書は市ホームページからもダウンロード可)。



詳しくはこちら

## 郵送先

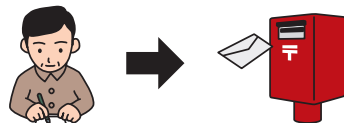
〒204-8511  
清瀬市選挙管理委員会事務局宛

## ②投票用紙を郵送

清瀬市選挙管理委員会からご希望送付先に投票用紙を郵送します。

## ③届いた投票用紙で投票

投票用紙が届いたら、滞在先の市区町村で不在者投票ができます。投票について、詳しくは滞在先の選挙管理委員会にお問い合わせください。



\*記入例(便せんなどを使用する場合)

## 不在者投票宣誓書兼請求書

私は、令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙の当日、いずれかの事由(仕事・レジャー・病気など)に該当する見込みです。

このことが真実に相違ないことを誓い、投票用紙等を請求します。

令和6年 月 日

- ①氏名(フリガナ)
- ②生年月日
- ③清瀬市の住所
- ④投票用紙の送付先
- ⑤日中連絡がとれる電話番号

## 指定施設で

病院・老人ホームなどに入院・入所されている方は、その施設が不在者投票指定施設であれば、その施設で投票ができます。

投票用紙の請求は、入院・入所中の施設長を通じて行います。

※指定施設は市ホームページで確認できます。

※投票期間は、公示日の翌日から投票日の前日までですが、不在者投票を行う日時が施設によって異なります。あらかじめ各施設にお問い合わせください。

## 郵便等で

投票用紙の請求は10月23日(水)午後5時(必着)まで

重度の障害などのある方が郵便等で投票する制度です。次のいずれかの要件に該当し、自書できる方が利用できます。なお、この制度の利用を希望される方は、選挙管理委員会に事前の申請が必要です。

| 身体障害者手帳 | 障害名                     | 障害の程度 |    |     | 介護保険の被保険者証 | 要介護状態区分 |
|---------|-------------------------|-------|----|-----|------------|---------|
|         |                         | 1級    | 2級 | 3級  |            |         |
|         | 両下肢・体幹・移動機能障害           | ○     | ○  | 非該当 |            |         |
|         | 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害 | ○     | —  | ○   |            | 要介護5    |
|         | 免疫・肝臓の障害                | ○     | ○  | ○   |            |         |

## ◆代理記載が可能です

自書できない方には、あらかじめ届け出た代理記載人に投票に関する記載をさせることができます。対象は上表に該当し、身体障害者手帳の上肢または視覚障害が1級の方です。詳しくは下記までお問い合わせください。

## お 体 の 不 自 由 な 方 へ

## ◆代理投票

お体が不自由なことなどにより、ご自身で投票用紙に書くことができない方は、申し出により投票所の係員が付き添い、ご本人の意思を確認して代筆します(ご家族などが代筆することはできません)。投票の秘密は守りますので、安心して投票所の係員にお申し出ください。

## ◆点字投票

目が不自由な方は点字投票用紙により投票ができますので、係員にお申し出ください(点字器は各投票所に用意しています)。

また、「選挙公報」の音訳CDを作成しています。下記の選挙管理委員会事務局選挙係へご連絡ください。

## 選 挙 に 関 す る 問 合 せ

選挙管理委員会事務局選挙係(市役所本庁舎2階南、けやき通り側)  
☎042-492-5111(代表)

## 選挙に伴う公共施設の臨時休館のお知らせ

投票所で使用することに伴い、次の公共施設を臨時休館します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

【休館日】

10月26日(土)・27日(日)

【休館施設】

下宿・中里・野塩・松山地域市民センター

下宿・野塩図書館並びに児童館

※休館中は施設の予約(抽選・随時)や使用料の支払いが出来なくなります。各施設へ直接お問合せください。